（公　印　省　略）

神健保医第1490号

令和2年12月15日

（送付関係団体）

一般社団法人神戸市医師会　会長　置塩　隆　様

公益社団法人神戸市歯科医師会　会長　安井　仁司　様

公益社団法人神戸市民間病院協会　会長　西　昂　様

兵庫県看護協会　会長　成田　康子　様

（民間病院協会非加入）　病院開設者・管理者　様

神戸こども初期急病センター長　様

神戸市保健所長

伊地智　昭浩

**各保健センターでの免許証の照合行為と証明行為について**

平素より本市保健衛生業務にご理解とご協力いただきお礼申し上げます。

さて、医療法に基づき病院、診療所等の開設や変更等の各種行政手続きの際には、医師の免許証の写しを添付いただき、当該免許証の写しについては、提出窓口となる各保健センターにおいて、免許証の原本を確認させていただき、照合行為を併せて実施させていただいております。当該照合行為は、原本を提示いただき確認させていただくことでなりすましの防止等の適正な医療提供の確保を目的として実施させていただいております。

また、照合行為とは別に、証明行為として、医籍等の内容を記入した申請書や窓口で提示された免許証に対し原本と相違ない旨を証明しておりましたが、医籍を管理しているのは厚生労働省であり、本市においては、その内容が担保できないことから、今後は免許証の内容に係る証明行為は実施しないことといたしますのでご理解いただきますようお願いいたします。

　なお、照合行為についても、一部取扱いの変更をすることとなりましたのでご理解いただきますようあわせてお願いいたします。

　お手数をおかけしますが、貴会会員への周知についてもご協力をお願いいたします。

１．免許証の原本の照合行為について

神戸市あての医療法の各種申請に添付する免許証の写しについては、引き続き窓口での原本確認及び照合をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、他都市で原本照合を受けた免許証写しを、神戸市あての医療法の各種申請に添付する場合には、申請時に窓口で改めての原本確認は省略する運用としています。さらに、他都市の行政手続きのために必要となる免許証の写しの原本照合についても、本市各保健センターにて実施しております。

一方、個人の念のための所有や医療機関の内部資料として等の行政手続きでの使用目的でないものは、保健センターで照合するものではないため、原本照合の際にはその使用目的をお聞かせいただく場合がございますのでご協力をお願いします。

２．免許証の原本の証明行為について

医療系免許証の原本証明については、医籍等の内容を記入した申請書や窓口で提示された免許証に対し原本と相違ない旨を証明しておりましたが、保健所が公簿を保有していないため、窓口に提出されたものとその写しが相違ない旨の照合行為しか担保できないため、内容に係る証明行為は廃止としますのでご理解をお願いします。

なお、保健センターにて受け付けている医療系免許証の新規申請、籍の訂正申請及び再交付申請等の各種申請を手続きしている旨を証明する行為は、手続き中である旨の証明であるので引き続き実施しております。

神戸市保健所医務薬務課

担当　上森・中内

TEL：078-322-6797